5 その他事務

(1) 届出に係る指導の不備

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成27年6月17日から同年7月3日まで)

対象受検機関	検出事項			是正を求める事項	措置の内容
住宅まちづくり部公共建築室一般建築課	結する際に、暴力により、誓約 知により、誓約 いる。 しかし、福島 28年2月29日、全	力団排除条例及び総務部 書を元請負人を通じてR 警察署新築工事(期間:	等は、当該下請契約等を締 羽契約局総務委託物品課通 子へ提出することとされて 平成26年4月9日~平成 に係る以下の下請契約に されていた。 誓約書提出日 平成26年10月29日	今後は、条例、通知に従い、契約締結前に誓約書を提出させることを徹底されたい。 【大阪府暴力団排除条例】 (公共工事等からの暴力団の排除に関する措置) 第11条 (略) 2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 (略) 【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について】(平成24年3月9日 大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】 1 (略) 2 (略) 3 提出期限 ・(略) ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を元請負人を通じて府へ提出(以下略)	現在工事中の案件については、元請負人へ、「大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について」(通知)を改めて配付し、通知のとおり下請負人等が下請負契約等を締結する際に下請負人に提出させるよう周知と、今後の発注案件については、元請負人との初回打合せ時に、改めて上記通知内容の周知を図るとともに、府が受領する際に日付の確認を徹底することとした。

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成27年6月17日から同年7月3日まで)